

令和5年度 第4回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 令和5年11月13日（月） 午後1時15分～午後3時00分
2. 場 所 上下水道局 5階 大会議室
3. 議 事
 - ・ 「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」の令和4年度進捗状況について
 - ・ 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の実績報告について
 - ・ 「(仮称)第6次障がい者福祉プラン」及び「(仮称)第7期障がい福祉サービス計画・(仮称)第3期障がい児福祉サービス計画」の策定について
 - ・ 「(仮称)子どもを守る都市宣言」(素案)について

4. 出席者（委員：20名，事務局：28名，計：48名）

【委 員】

菊地香織委員，青木克介委員，栗田幹晴委員，田代純子委員，
海野仁昭委員，佐々木佳子委員，平手義章委員，松本清美委員，
木嶋香保利委員，原晃子委員，新村雅司委員，関口浩委員，
釜井彰一委員，中野謙作委員，坪井真委員，河田隆委員，
菅野大造委員，堀江恵美委員，笈俊夫委員，荒井浩元委員 代理 石戸奈緒美様

【事務局】

〔子ども部〕	高野部長，田邊次長
〔子ども政策課〕	西山課長，野澤主幹 若井係長，佐藤総括，大塚主任主事 鱒渕主任主事，増山主事，廣村主事
〔子ども支援課〕	富山課長，大牧主幹，関室長，西田所長
〔保育課〕	猪瀬課長，江原課長補佐 馬場係長，野澤係長，栗橋主事，荒井主事
〔子ども発達センター〕	塩田所長，是洞副所長 大友係長，飛田係長，芝野総括
〔障がい福祉課〕	峰島係長，藍原係長
〔生涯学習課〕	鈴木課長

5. 公開・非公開の別 公開
6. 記者・傍聴者数 1名

発言者	内 容
	1 開会 会議の公開について決定 2 議事 (1) 「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」の令和4年度進捗状況について
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
佐々木 委員	資料別紙1の3ページ目の成果指標に、局所的な保育ニーズに対する待機児童ゼロを実現したと書かれており、全体として待機児童ゼロという形になったのかと思うが、聞くところによると、一部ではあるが、障がいのある子どもの受け入れがまだまだ進んでいないようである。 受け入れてくれないために、特定の幼稚園に集中して障がい児が入園することがあると伺っている。どこの保育園でもどこの幼稚園でも、保護者の方が希望すれば入園できるような体制を構築していただければと思う。待機児童ゼロに関して、障がい児についてはどうなのかを伺いたい。
事務局	委員ご指摘のとおり、発達に支援が必要な子やハンディのある子が集団生活をしていくことは、発達のうえで非常に重要なことだと考えている。受け入れる側の事業者の体制をきちんと整えることも必要であると考えている。本市としては、そういった支援児の保育について、より裾野が広がるよう、令和5年度より発達支援児保育の研修補助事業を開始した。 今後はこういった補助事業で、事業者の方の支援をさせていただきながら、体制を徐々に広げていければと考えている。
中野 委員	別紙1の1ページ、(2)の成果指標について、ここで言われている青少年総合評価において相談が完結したとあるが、何をもって完結としているのか、教えていただきたい。
事務局	完結の内容については、例えば、就労の意向を事業者の方に繋ぐこと、進学など、福祉サービスに関して、繋いだというところを意図している。 昨年度の相談状況では、継続的な相談よりも単発的な相談が非常に多かった。本市の相談窓口ので、相談をご家族からお聞きし、ご家族が課題を整理することで一旦落ち着いたり、今まで不登校で登校渋りをしていたお子様

	が、一旦落ち着いて学校に通えるようになった。ほかの支援機関に繋ぐ前に、一旦状況が改善したという認識であるが、お示しした数字に含まれていないため昨年度の目標値をクリアできなかった。昨年度、その前の年もコロナの関係で外出の渋りもあり、継続的な相談に繋がっていくことがやや低調になったと考えている。今年度は、コロナが5類になり、一旦落ち着いてきたことで、継続的な相談が増えている。また、継続的な相談が難しい方については、訪問家庭相談を行いながら、継続的な支援につなげている。
中野委員	おっしゃる通りでよく分かるが、現在始まっている重層型支援では、解決型ではなく、伴走型支援、寄り添い型支援を言われているため、完結という文言自体を変えていただいて、この資料の下にあるような状態変化も1つの変数としてカウントすることがより現実的であり、青少年のためにプラスになると考えるので、そういった方法を検討いただきたい。
事務局	今年度から若者への直接的な伴走型支援として、活動支援を新規事業として始めたところであり、そういった息の長い伴走型支援による状態の変化というところも評価の視点として入れていきたいと考えている。
会長	他に、質問・意見等はないか。
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
	(2) 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の実績報告について
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
	(3) 「(仮称) 第6次障がい者福祉プラン」及び「(仮称) 第7期障がい福祉

事務局	サービス計画・（仮称）第3期障がい児福祉サービス計画」の策定について （事務局説明）
会長	質問・意見等はあるか。
佐々木 委員	資料3－2のところの一番右のところの上から4番目、相談系、計画相談支援の令和6年度の数値に対して、放課後等デイサービスを例にとると、数値に差がある。この差は、保護者によるセルフプランを表す。保護者というのは保護者だけの限られた視点でいる中で計画を立ててしまいがちになるため、医療的ケアの方も含め、障がい児のケア、支援につきましてはトータルな形での支援が必要だと思われる。この数値をもう少し上げるために、全ての障がいのある子どもたちに相談支援員がついて計画できるような形での目標にしていただければ理想的だと思う。
事務局	障がい児相談支援に係る障がい児相談支援事業者による障がい児支援利用計画の作成につきましては、事業所による計画作成を促しているところであるが、現状として、計画作成を行う相談支援専門員の確保が難しいという点がある。理由として、相談支援専門員として従事するには栃木県相談支援従事者初任者研修の受講が必要であり、受講枠が限られていることから、県には、今年度も相談支援専門員養成のための定員増について要望した。 6割程度の方がセルフプランという現状については、事務局としても問題意識を持って取り組んでいる。今後は、適切な障がい児通所支援の利用に向けて、新たな対応策について検討していきたい。
会長	こちらのアンケートの結果を見ても4割という形が出ているが、多くの方から色々な希望が出ている。特に相談先が分からないというのは一番基本的なものであり、色々な相談から色々な形に膨れ上がると思う。 ただ、4割という割合は低すぎるような気がするため、相談ができる環境が必要になってくるのではないかと。相談先が分からないというのは、自分から見つける手段をしてないのもあるのかもしれないが、相談できる場所があるということを経験の中で発信できていないということだと思う。このことについて施策を練っていく必要がある。
坪井 委員	資料3－1の障がい者福祉プランの次期プランの骨子について、基本的に適切な内容であると考えている。その上で、2点ほど確認をさせていただきたい。基本目標の3の1番、障がいへの理解促進・差別解消の推進につきまして、例えば、SNS等で障がいのある方に対しての差別偏見等の情報発信と

	いうのは実際あると思う。そういったものに対して、市としての対応策が含まれているかどうかということが1点目である。 また、基本目標3の2番、権利擁護の充実というところで、会長からもお話があったが、例えば障がいのある方が何らかの形でSNSも含めて権利を侵害されているという状況の方が相談に来たときに、相談員の対策をどのように考えてらっしゃるかをお聞きしたい。
事務局	まず、1点目のSNSを通した理解促進について、障がい福祉課においては、広報紙などのほかに、Instagramのアカウントを持っており、こちらなどを活用した周知啓発、理解促進を行っている。 また、2点目の権利擁護につきましては、差別に関する相談窓口を障がい福祉課に設けており、こちらに障がい者、障がいに関する差別の問い合わせがあった場合、事業者などが関係する際には市の方から改善などの申し入れをし、改善に向け取り組んでいるところである。
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
	(4) 「(仮称)子どもを守る都市宣言」(素案)について
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
佐々木委員	資料4の「(仮称)子どもを守る都市宣言」についての基本的な考え方について、地域社会とは、「家庭」、「学校」、「地域」、「企業」、「行政」などと書かれているが、この中で「地域」が非常に幅広い部分を指しているような感じがして、一体どこまでが地域なのかということを正直感じた。近年では、家庭と学校との間の子どもの家あるいは放課後等デイサービスで多くの時間を子どもたちが過ごしているため、子育て家庭との関係が深い。通っている学校に近い子どもの家に通う場合が多いが、障がい児が通っているような放課後等デイサービスでは、通っている学校が居住する地域とかけ離れている場合が多くある。ここでいう地域は一体どこを指しているのか、地域社会の中の地域はどこなのか疑問に思った。 また、障がいのある子どもたちにとっては、医療、特にこれから医療的ケ

	ア児について考えていくのであれば、子どもたちにとって医療は切り離せないものだと思う。この基本的な考え方の地域社会の中に医療という言葉は入っていないが、医療や療育機関などは、一体この中のどこに含まれるのか、分かりにくかったため教えていただきたい。
事務局	1点目の地域の定義について、委員ご指摘のとおり、居住地から離れたサービスを利用しているお子様がいると認識している。資料中の地域については、その方が住んでいる地域のみではなく、子どもを取り巻く全体としての地域を表現している。宇都宮市全体として、どこにいる子どもに対しても、大人たちが支えていく、支援をしていくという視点で、地域という言葉を使っている。 また、2つ目の医療、療育の視点について、医療、療育に関わる方々も家庭、学校、地域、企業のうちの何かしらの主体に含まれてくるものと考えている。医療、療育に関わる方々についても、その方々自身が親であったり、地域である、そういったことも含め、この5つの主体で表現した。ご指摘を踏まえ、表現を検討させていただく。
佐々木委員	企業が入っていて子どもと非常に関わりの深い医療が入っていないのはなぜなのか、その辺が不可解だった。医療や療育機関も子どもを取り巻く全体の中でほかに入ることであれば、企業はなんで入っているのか。
会長	家庭、学校、地域という1つの関連した言葉があって、昔はよく家庭教育、学校教育そして社会教育と言っていたものを今は全て生涯教育と言っている。言葉のニュアンス的なものからすると、地域には学校も家庭も全て入っているのに何で地域と分けるのかという概念があり、今はそういうカテゴリーを国や行政が家庭、学校、地域と言っている。委員のご意見を踏まえ、括弧書きにしたり、説明書きを入れたりすることで分かり易くなるのではないかな。
坪井委員	資料4の16ページの下段と17ページの上段の内容について、17ページの上段の内容は子育て支援に関する事だと思うが、子ども家庭福祉という分野では、子育て支援というのは、子育ての支援と、親育ちの支援という捉え方をする。子育てという言葉は16ページの下段に出てくるが、子育ての中には保護者の皆さんが親として成長できるよう支援するということもとても重要と言われているので、親育ちの支援というところを何らかの形で解説に盛り込むことをご検討いただきたい。
事務局	委員のご指摘を踏まえ、表現を検討させていただく。

荒井 委員	先日、川崎市子ども夢パークのイベントに視察として参加した。子どもの権利について向き合い、最大限に表現された施設であり、イベントであると感じた。子どもの権利について、子どもを真ん中にするのか、家庭を真ん中にするのかによって、方法やアプローチの仕方が変わってくるのではないかなと思う。時には子どもを真ん中に、時には家庭を真ん中に、柔軟な組織作り、体制作りが、これから求められるのではないかな。また、この宣言がゴールではなく、その先の行動が評価となるのではないかなと思う。子どもたちにこの宣言は押しつけだと言われないように、子どもたちが納得して、私達は守られている存在なんだと感じられるように、本気で向き合う市、街になればいいと思う。
会長	確かに、押し付けないようにしているつもりでもいつの間にか押しつけになってしまっていることもある。子どもの権利をどうやって生かすのかについて、ポイントになるかなと思うのでお願いしたい。
中野 委員	別紙4の16ページにイノベーション miya ユース会議の子どもたちの声が非常に子どもらしく、真摯な言葉だと思った。このイノベーション miya ユース会議に選ばれた18人がどのような形で集められたのか教えていただきたい。
事務局	イノベーション miya ユース会議については、5月に本会議で、子どもや大人へのアンケート調査の項目等についてご議論いただいたところである。そのアンケート調査と併せて、ユース会議の参加者を募り、18名の方から応募いただいたところである。
中野 委員	18人の子どもたちの中に障がいを持った子どもや不登校の子どもは何人ぐらいいたのか。
事務局	今回の会議については、そういったお子様はいなかったと認識している。しかし、事務局として、制限したということではなく、広く募集した中で今回はいっしょになかったということである。
中野 委員	事務局としてはそうかも知れないが、市民として、結果だけを見ると、やはり不登校の子は入ってないね、障がいの子は入ってないねという見方をされがちではないかなと思う。イノベーション miya ユース会議のことをずっと不登校支援をしている子のお母さんに話したところ、実際にお母様の注意が不足だったこともあるが、そのアンケート自体分からなかった、参加方法も分からなかったと言っていた。いわゆる普通に学校に行っている子ども、健

	常な子どもだけがこういう会議で声を上げるのではなく、子どもの権利条約の 12 条の意見表明は何と言っても全ての子どもの意見を表明することが大事であるので、声の集め方や聴き方について、例えば SNS を使うなど考えていただきたい。 また、先ほど荒井様からお話いただいた川崎市は、20 年前に日本で初めて子どもの権利条約を作った市である。当時、子どもたちは会議をして、最後に子どもたちが乗り込んできて、まず大人が幸せになってください、僕たちが幸せになるためには大人が幸せでなければ、僕らは幸せにならないと言ったそうだ。それくらい子どもたちが権利条約についてたくさん話し合っ、不登校の子どももいれば、障がいを持った子どももいて、そういった子どもたちみんなで話し合っ作っていった経緯があるため、川崎市の子どもの権利条約が今でも全国のモデルになっているのではないかと思う。押し付けにしないために、全ての子供の声を聞く必要があると思う。
事務局	事務局から訂正と補足として、今年度の会議においては、不登校を経験された方にご参加いただいたことを訂正させていただく。ご指摘のとおり、なかなか自分から声を上げづらいお子様から意見を聴取する工夫というのが、行政に求められていると認識している。来年度の会議の開催に向けて、例えば施設に入所されているようなお子様に対して、こちらからアプローチし、積極的に声を上げづらいお子様からの意見も聴取できるような仕組みを現在検討しているところであり、来年度取り組みを進めてまいりたいと考えている。
中野委員	もう 1 点、今年 10 月 4 日に文科省が発表した問題行動、不登校の調査の中では、29 万人、全国で 38% の子どもが、どこにも相談できずに孤立している。宇都宮では、先日の新聞記事の中で、300 人の子どもがノータッチだと載っていた。300 人の子どもたちが宇都宮市内にしながら、結局孤立してご家族もどこにも相談できず、ずっと家に引きこもっている。そういった子どもたちの声をどうやって調べるのか、事務局だけではなく、学校も、福祉部局も一体化して話を聞いていかないとその子どもたちはそのまま義務教育が終わったらまた孤立していくことは間違いない。そういったことも含めて、こういった宣言をよりよい活用の仕方として、子どもたちに届くようにしてほしい。
会長	多くの子どもたちの意見をどのように集めるのか、その方法について ICT を使って色々なことをやっているが、なかなか意見を出さない子もいるし、あまりそういうのに関心がない子もいる。そういう中で、どうやって参加しない子たちを参加させるのかがこれからの大きな課題である。この課題に向

佐々木 委員	き合うことで、本当の意見が出てくると思うので、様々なアンケートから、子どもは子ども、保護者は保護者という形で意見を取りながら、きちんと形にしていくことを工夫し、いいものを作っていければと思う。 会長のご意見に関連して、以前の子ども・子育て会議のときに、このイノベーション miya ユース会議に先立って、色々な子どもの意見を聞くというお話を伺ったときに、障がい児といっても、重い人から軽い人までたくさんいて、重い子については意見すら言うことができない子もたくさんいる。そういう中での意見をどのように集約するのかという質問をしたときに、特別支援学校などを通じてアンケートを配布したり、答えられない子については保護者の回答という形になるかもしれないが意見を伺っていくというご回答だったと記憶している。相当数の子どもが、障がいを原因として学校に馴染めない、うまく登校できない事実がある。それが2次障害になっていくというケースも多く聞いている。今後も、ぜひ障がいがある子どもの意見も聞いていただきたい。聞けない子にはどのようにしたら、その子の状態を把握できるのかという部分についても汲んでいただきたい。
会長	障がいがある、ないという言い方はあんまりしたくないが、自分の意見を出せないという意味からすると、障がいのない子たちも自分の意見を出す場があるのに出さないという現状もある。そういうことも含め、全ての子どもたちにどうやってアンケートを取るのか、これからきちんと検討していかななくてはならない。 現在、Google フォームなどインターネットを使いながらアンケートを取っているが、アンケートでも簡単にできるのに、そこに自分の意見を出さない。学生に対して、アンケートを取っても、常に回答率が100%とはいかず、関心があるかないか以前に、自分の意見を述べたいという環境をどのように作るのかについて行政の方に検討していただき、こういうものがあります、こういうものをやりました、実際にこういうふうにしましょう、でも失敗したからこういうふうにしますというように、方針、方向を見せていかないと感じます。
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。 3 その他

会長	質問・意見等はあるか。
会長	子どもは、就学前の保育が全てに関わってくる。これは家庭においても地域においてもだと思うが、0歳児から人格が形成されていき、就学前には出来上がってしまう。大体90%以上の脳の発達はできてしまうということを考えると、非常に大事な時期だと思う。この中にある保育の質を上げるについて、具体的にはどういうことなのか。ハード面で保育施設を良くするのか、保育者、保護者を育てるのか。
事務局	今回の資料の中にある保育の質については、子どもと向き合う保育士それぞれの能力や接し方をさらに高めていきたいと考えている。具体的には、公開保育という手法であり、授業参観や研究事業をイメージしてもらいたい。公立や民間の保育士に、実際に保育の現場を見た後で、相互に意見交換をして交流の中で高め合っていくやり方である。こういった形で子どもと向き合う、一番近いところにいる保育士が、さらに子どもの気持ちを汲んだり、寄り添ったりする能力を高めていければ、良い方向に影響が出てくるのではないかと考えている。
佐々木委員	資料3-1のところの一番右課題の総括について、親亡き後を見据えた支援や障がいの重度化、高齢化に対応した住まいの場の確保が必要というところと、切れ目のない支援が必要というふうに書かれている。子ども・子育て会議で、いわゆる18歳、議論するのは子ども時代のことが中心になるかもしれないが、切れ目のない支援ということで考えると、児から者という切り替えのところが非常に重要である。子どもの時が良ければそれでいいわけではなく、そこから者になり、障がいのある人たちは児から者になれば障がいがなくなるわけではない。そこを切り替えて上手くやっていけるような形で、繋がりを考えた支援を行っていただきたい。 子どもが成長していけば、親は逆に高齢になってきて、体力も衰えていく。そういう状況の中で、支えることがますます大変になっていく状況がある。親亡き後を考えたとき、現在は放課後等デイサービスなどが充実しており、学校が終わったあと送迎していただけているおかげで子どもも充実した生活ができていて、学校と家庭だけではない社会に結びつきができるし、親もそれによって、母親が就労に就くことができる。しかし、18歳になった途端に、それがブツッと切れる現実が本当にある。移動の問題は、高齢化の社会の中高齢の方の移動について頭を悩ましてるかと思うが、障がいのある子どもに関しても、公共交通機関を使うことができない、道路を一步挟んだだけでそちらに行けないという子どもたちもたくさんいる。その中で親がいなくなったら住まいをどうするのか、グループホームはたくさんできているが、

	グループホームに入ったらそのグループホームから日中の活動先にどうやって移動するのかというのが現在大きな問題である。小さい頃から、移動の問題については、児から者に向けての課題としても、積極的な検討をしていただきたい。そのためにグループホームに通えない、超高齢社会で送迎車の運転者も少なくなっている。そういう問題があるため、骨子とは違う部分かもしれないが、よろしくをお願いしたい。
各委員	(質問・意見等なし)
	4 閉会
事務局	以上で、第4回宇都宮市子ども・子育て会議を閉会する。
	以上